

対外極秘

税務の基礎知識と令和3年度税制改正

【講座名】 税制改正活用講座(ウェビナー)

【開催日時】 2021年2月19日 金曜日

【講師】 池田税理士、吉岡 (株式会社ジーライオン 財務ユニット)

【時間】 16:00-17:30

【方法】 オンラインZOOMにて開催(神戸本社開催のため対面参加も可)

【対象】 各法人財務・経理担当者 ※又は各法人責任者の方

<ご質問事項はこちらまで>

ジーライオン 吉岡正幸 m.yoshioka@queenauto.co.jp

ジーライオン 池田明 a.ikeda@queenauto.co.jp



株式会社ジーライオン
グループ管理本部

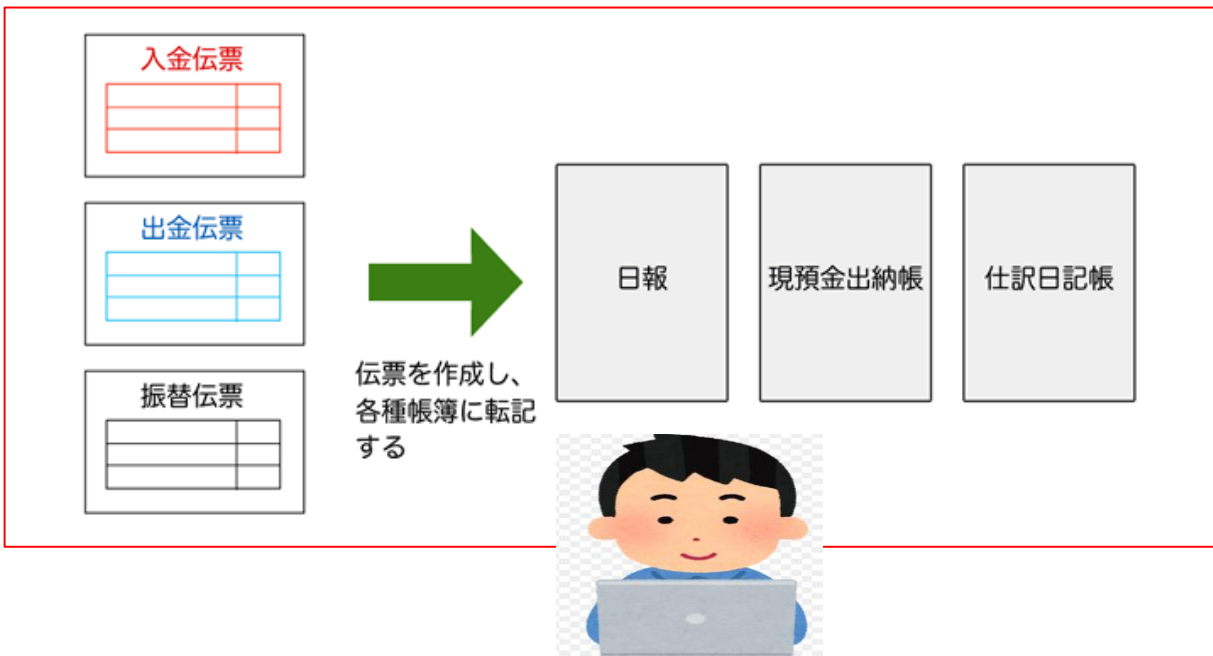
第一章	イントロダクション	…P. 2-P. 8 (約10分)
第二章	税務基礎知識	…P. 9-P.39 (約30分)
第三章	令和3年度税制改正	…P.40-P.56 (約30分)
第四章	今期のグループ連結決算について	…P.57-P.58 (約5分)



第一章 インTRODクシヨN

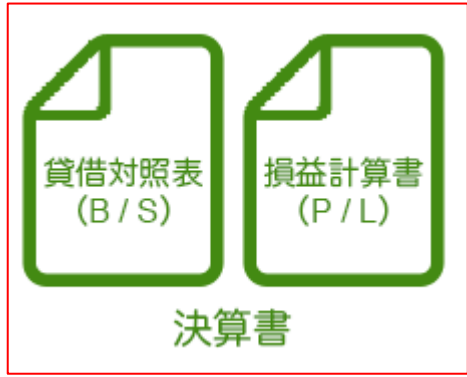
1. 経理業務について

日常業務



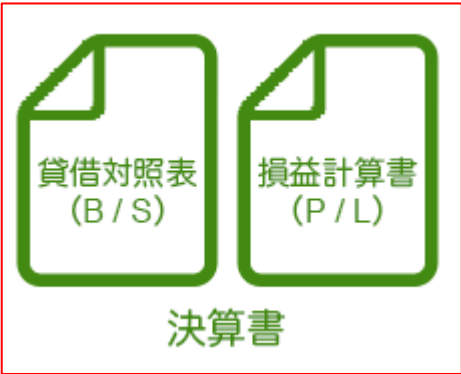
決算業務

期締め処理をして、
決算を確定します



企業の会計業務として、経理担当が日常業務として日々の仕訳を入力していきます。また、一会計期間の終わりに「決算」として**決算書**の作成を行います。

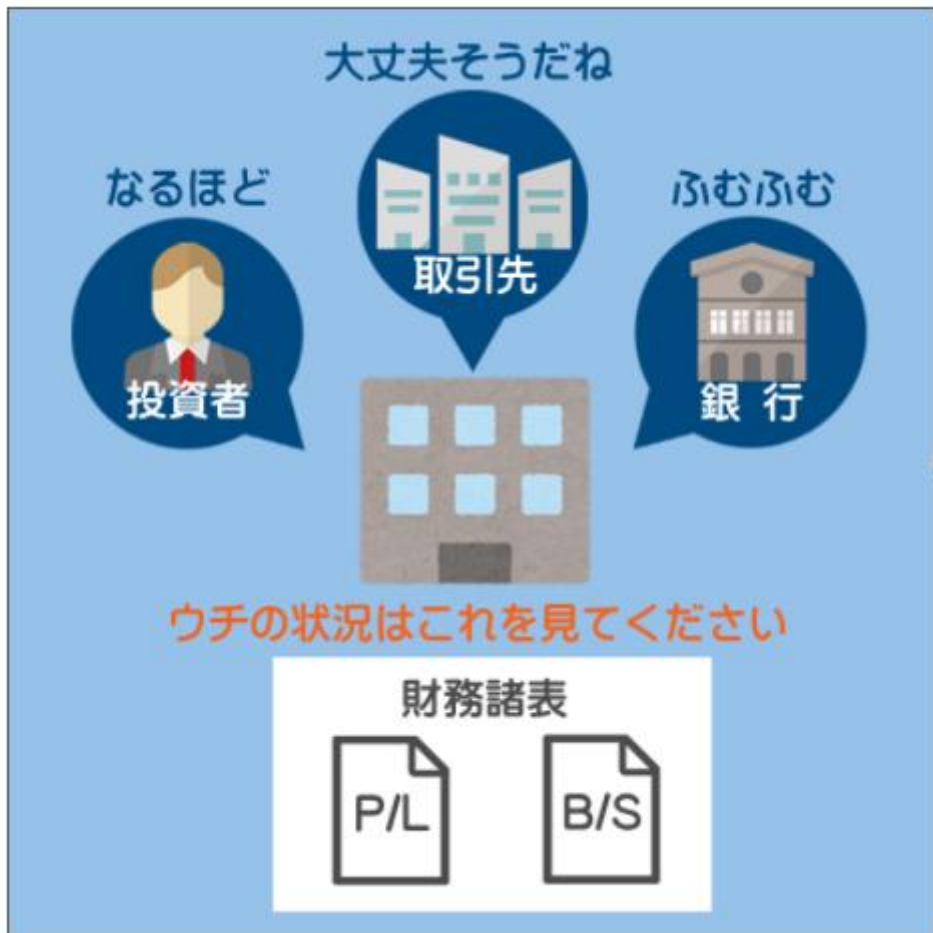
2. 決算書の必要性①



企業にはたくさんの利害関係者（ステークホルダー）と呼ばれる人たちが存在します。例えば、お金を貸してくれる銀行（債権者）や会社に出資してくれる株主（投資者）、取引をしてくれる取引先などです。

このような利害関係者は、その会社がどのような状態にあるのか？いくら儲かっているのか？財産はどのくらいあるのか？という情報が分からなければ、安心して取引をすることができません。

3.決算書の必要性②



経理部の作成した財務諸表に基づいて、利害関係者（ステークホルダー）に情報開示（ディスクロージャー）を行う必要があります。

この財務諸表の中でも特に重要なものとして**貸借対照表**と**損益計算書**を挙げることができます。

貸借対照表 (B/S) : 会社の財政状態を示した表です。貸借対照表は、英語で「**Balance Sheet**」というので、略して「**B/S**」と言います。

損益計算書 (P/L) : 会社の経営成績を表します。損益計算書は、英語で「**Profit and Loss Statement**」というので、略して「**P/L**」と言います。

4.貸借対照表と損益計算書について

貸借対照表 (〇〇〇=金額)

資 産		負 債	
流動資産	〇〇〇	流動負債	〇〇〇
現金預金	〇〇〇	支払手形	〇〇〇
受取手形	〇〇〇	買掛金	〇〇〇
売掛金	〇〇〇	短期借入金	〇〇〇
有価証券	〇〇〇	固定負債	〇〇〇
商 品	〇〇〇	長期借入金	〇〇〇
固定資産	〇〇〇	社 債	〇〇〇
土 地	〇〇〇	純 資 産	
建 物	〇〇〇	資 本 金	〇〇〇
機 械	〇〇〇	利益剰余金	〇〇〇
合 計	〇〇〇	合 計	〇〇〇

損益計算書 (〇〇〇=金額)

P/L	
売 上 高	〇 〇 〇
売上原価	〇 〇 〇
売上総利益	〇 〇 〇
販売費及び一般管理費	〇 〇 〇
営業利益	〇 〇 〇
営業外費用	〇 〇 〇
経常利益	〇 〇 〇
特別利益	〇 〇 〇
特別損失	〇 〇 〇
税引前当期純利益	〇 〇 〇
法人税等	〇 〇 〇
当期純利益	〇 〇 〇

貸借対照表 (B/S) は会社の**財政状態**を表し、損益計算書 (P/L) は会社の**経営成績**を表すと言われます。

5.損益計算書について

損益計算書 (〇〇〇=金額)

P/L	
売上高	〇〇〇
売上原価	〇〇〇
売上総利益	〇〇〇
販売費及び一般管理費	〇〇〇
営業利益	〇〇〇
営業外費用	〇〇〇
経常利益	〇〇〇
特別利益	〇〇〇
特別損失	〇〇〇
税引前当期純利益	〇〇〇
法人税等	〇〇〇
当期純利益	〇〇〇

・ **売上総利益**

「売上総利益」は、売上高から、販売する商品を仕入れるためにかかった原価を差し引いたものが売上総利益で、「粗利」とも呼ばれます。

・ **営業利益**

売上総利益から販売費および一般管理費を差し引いたものが「営業利益」です。

販売費と一般管理費は、会計期間に発生するものの、商品やサービスの一つひとつには対応しない費用（ex.給与等）です。

・ **経常利益**

営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いて求められるのが「経常利益」です。

営業外収益とは、預金の利息や家賃収入、配当金など、本業以外での収益を指します。また、営業外費用とは、借入金の利息など、本業以外での費用などを指します。

・ **税引前当期利益**

経常利益に特別利益を加え、特別損失を差し引いたものが「税引前当期利益」です。

特別利益・特別損失は、有価証券の売却や固定資産の売却など、思いがけず発生した利益や損失のことです。

・ **当期純利益**

税引前当期利益から、法人税等を差し引くと、純粋な今期の利益が求められます。これが「当期利益」で、「純利益」とも呼ばれます。

6.法人税等について

損益計算書 (〇〇〇=金額)

P/L	
売上高	〇〇〇
売上原価	〇〇〇
売上総利益	〇〇〇
販売費及び一般管理費	〇〇〇
営業利益	〇〇〇
営業外費用	〇〇〇
経常利益	〇〇〇
特別利益	〇〇〇
特別損失	〇〇〇
税引前当期純利益	〇〇〇
法人税等	〇〇〇
当期純利益	〇〇〇



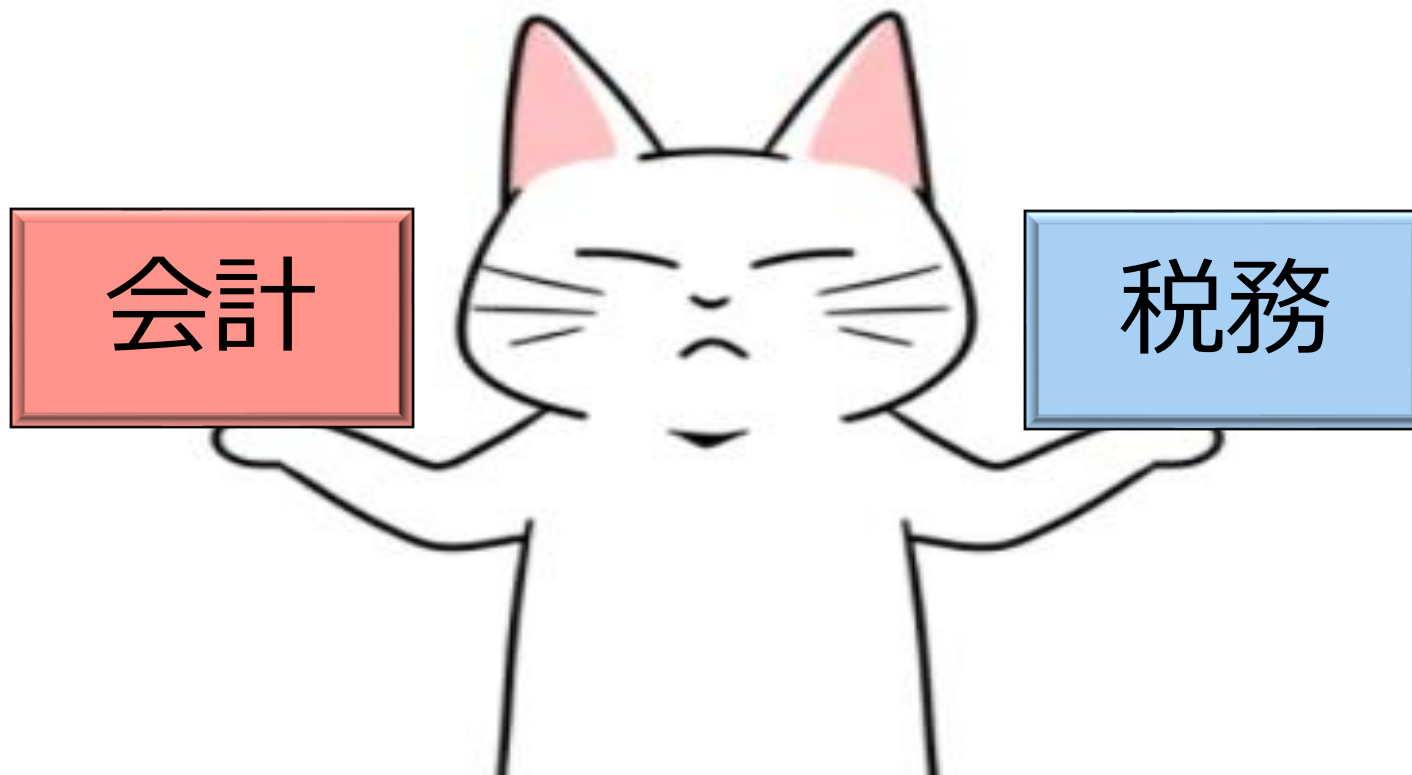
経理部は、利害関係者（ステークホルダー）に情報開示（ディスクロージャー）を行う必要がありますが、その他にも、税金対策についても対処しなければなりません。

⇒第二章から具体的な税金実務について見ていきます。



第二章 稅務基礎知識

1. 「会計」と「税務」の違いとは



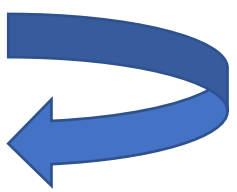
- この章では簡易に法定実行税率を40%で進めてまいります。
- 税金については簡易に法人税のみを対象として進めてまいります。

2. 「会計」と「税務」の違いとは

売上高	1,000
売上原価	800
売上総利益	200
販管費	100
営業利益	100
経常利益	100
税引前当期純利益	100
法人税等	50
当期純利益	50



100×40%=40
になぜならな
い？



税引前当期純利益に法定実行税率(40%)をかけても法人税等にはなりません。

法定実効税率40% (仮)

3. 「会計の目的」と「税務の目的」

会計の目的

決算書：法人の経営成績や財政状態を決算書の利用者に明らかにすること

⇒会社の実態を正確に表現すること

税務の目的

申告書：公平に課税することや、税収確保などを目的としています。

⇒税金をしっかりと徴収すること

4. 「利益」と「課税所得」について

会計上の利益

$$\text{利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

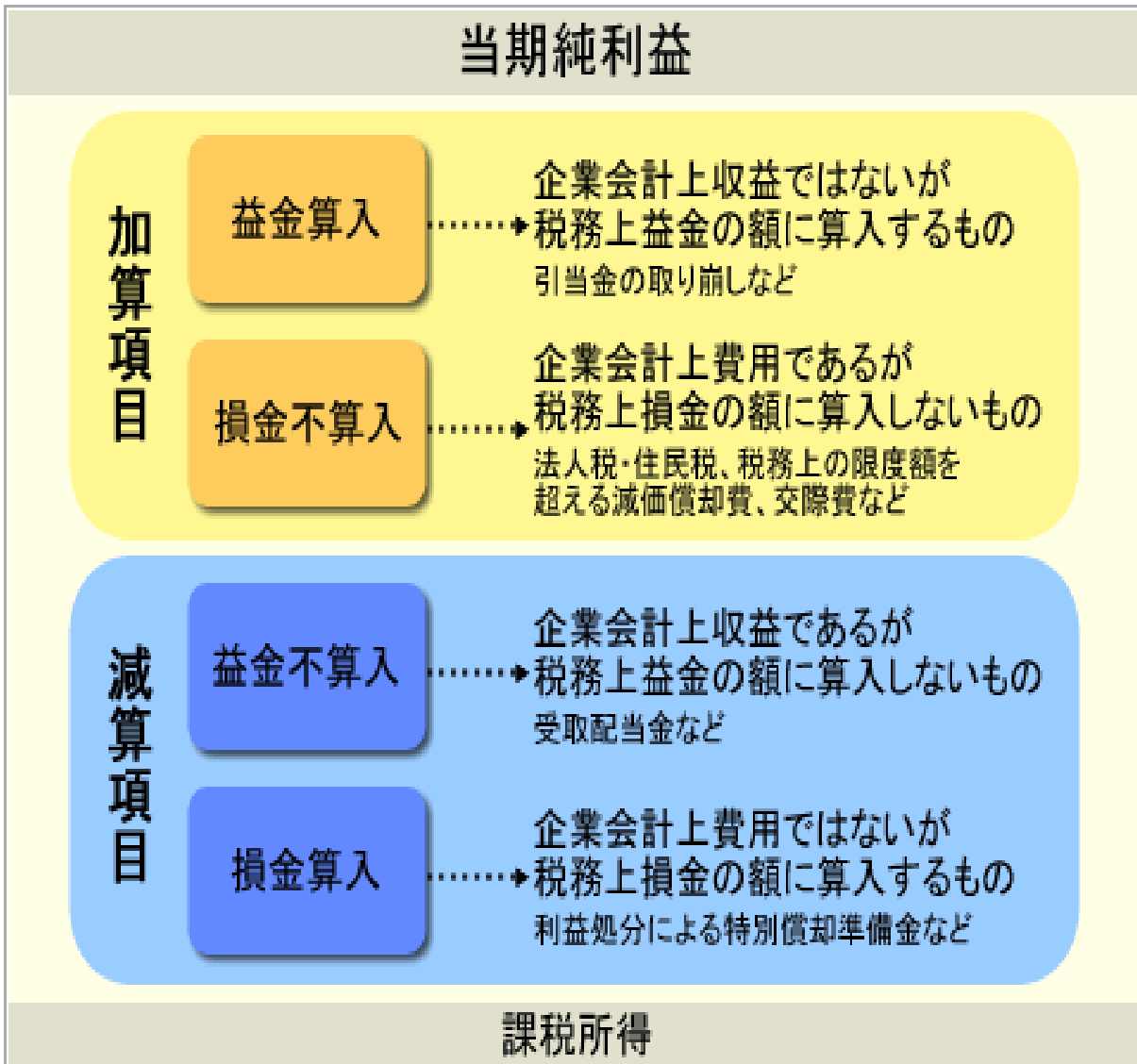
税務上の利益

$$\text{課税所得} = \text{益金} - \text{損金}$$



会計上の利益≠税務上の所得ということ？
つまり、会社が考えていた当期純利益が少なくなる場合もあるの？

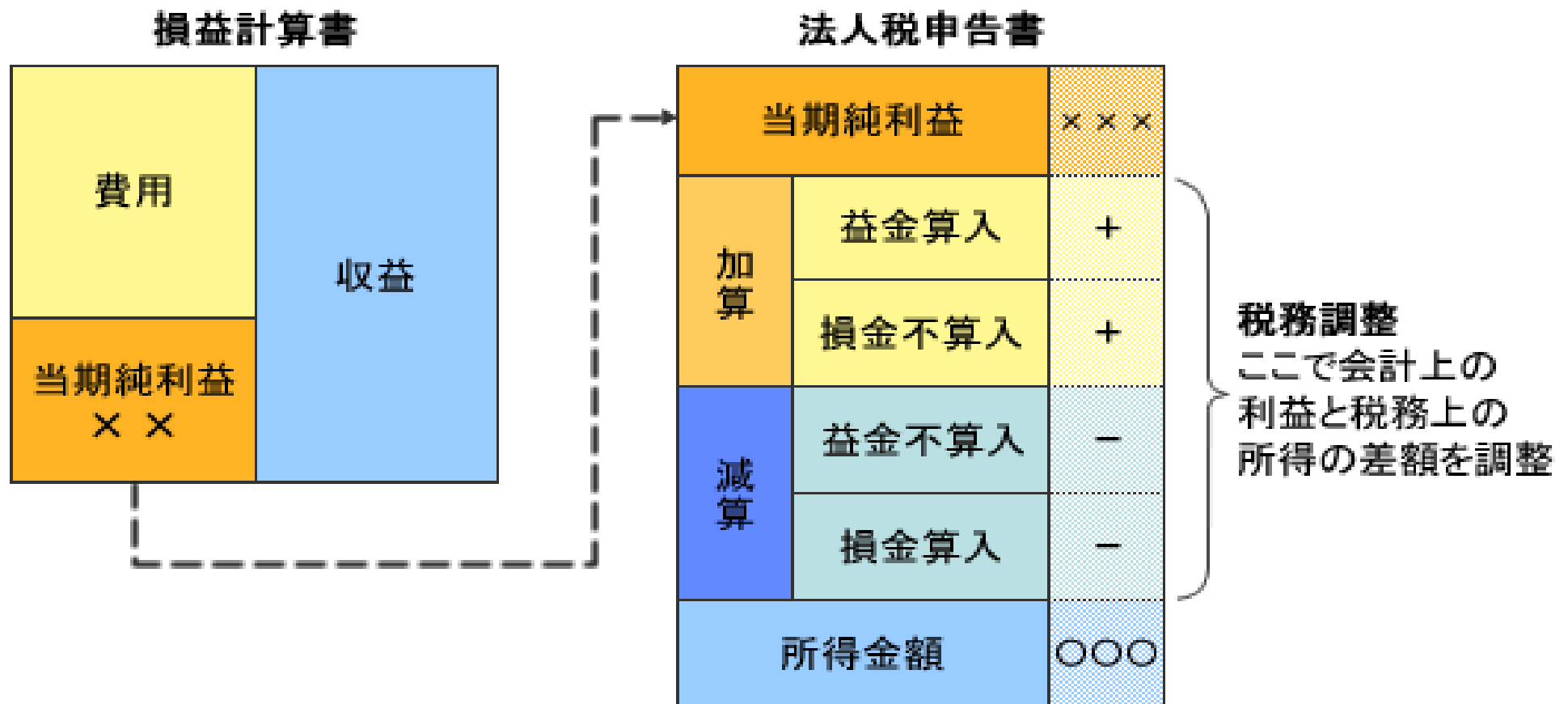
5. 課税所得について①



課税所得は、企業会計上の当期純利益をベースに**加算項目**（**損金不算入・益金算入**）を加算し、**減算項目**（**益金不算入・損金算入**）を減算して計算されます。

このような計算方法をとるのは、会計上の利益と税法上の所得は多くの部分が一致しているという性質を利用して、益金・損金を一から計算する手間を省いているためです。このように申告書上で決算利益との食い違いを調整することから「**申告調整**」といいます。

6. 課税所得について②



7. 「会計」と「税務」のつながり

(会計)

売上高	1,000
売上原価	800
売上総利益	200
販管費	100
営業利益	100
経常利益	100
税引前当期純利益	100
法人税等	50
当期純利益	50


法定実効税率40% (仮)

(税務)

当期純利益	50
会計上の法人税等	50
加算項目	25
課税所得	125
法人税等	50



課税所得 $125 \times 40\% = 50$

⇒加算項目があると課税所得が大きくなり、税金が多くなります！
(経理担当者の留意ポイント) 

8.加算項目（損金不算入）の例①

うっかり者の経理担当者ネコ君は
車輛運搬具100万円を1年で減価償却
してしまいました。



車輛運搬具は耐用年数が4年であったため、
税務上は25万円までしか損金算入が認められ
ませんでした。
75万円は**損金不算入**のため加算されました。



100万 - 25万 = 75万円 **(損金不算入)**

9.加算項目（損金不算入）の例②

うっかり者の経理担当者ネコ君は賞与引当金を1,000万円計上して利益を圧縮しようとしてしました。



賞与引当金は税務上、**損金不算入**のため全て加算されてしまいました。

1,000万円 **（損金不算入）**



10.加算項目（損金不算入）の例③

うっかり者の経理担当者ネコ君は大宴会を開催し、費用を100万円計上して利益を圧縮しようとしてしました。



宴会費用は、税務上、交際費として**損金不算入**になるので、加算されてしまいました。



100万円（**損金不算入**）

厳密には、中小企業は以下のいずれかを選択できる

- ・交際費のうち、年間で800万円までを損金算入可能
- ・交際費のうち、接待飲食費の50%分を損金算入可能

11.加算項目（損金不算入）の例④

うっかり者の経理担当者ネコ君は
毎月の役員報酬100万円を
1月から0円にしてしまいました。
※3月決算前提



役員報酬は「**定期同額給与**」が条件なので、
これまでに支給していた役員報酬が全て
損金不算入となっていました。

100万 × 9ヶ月 = 900万円 (**損金不算入**)



「別表4」

申告調整項目は「別表4」に集約されます。
→スライド22から25で詳述



「別表1」

「別表4」で計算された課税所得は「別表1」に流れます。
→スライド26から28で詳述

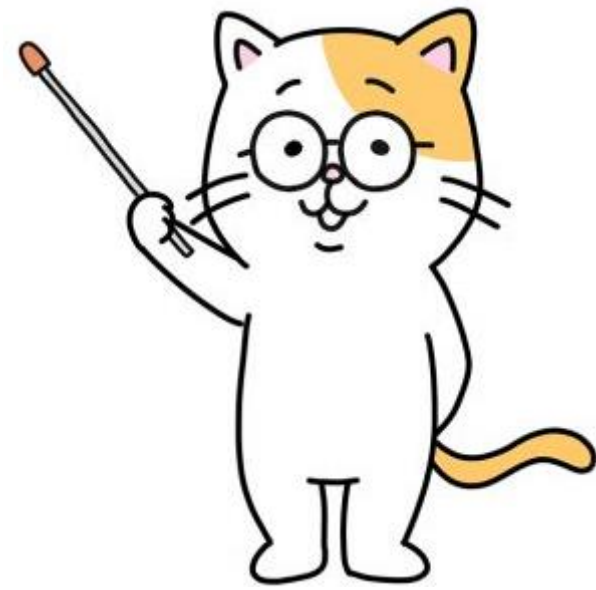
「別表7」

「別表7」は繰越欠損金の集計サマリーです。
→スライド29から37で詳述

13. 「別表4」について①

区 分	総 額	処 分		
		留 保	社 外	分 流 出
	①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	円	円	配 当	円
	3,905,102	3,905,102	その他	
損金経理をした法人税及び地方税法 (附帯税を除く。)	2	1,287,700		
損金経理をした道府県民税 及び市町村民税	3	261,600		
損金経理をした納税充当金	4	1,633,800		
損金経理をした附帯税(利子税を除く)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		その他	
減価償却の償却超過額	6			
役員給与の損金不算入額	7		その他	
交際費等の損金不算入額	8		その他	
賞与引当金	9	4,680,000		
売上計上もれ	10	412,800		
小 計	11	8,275,900		0
減価償却超過額の当期認容額	12			
納税充当金から支出した事業税等の金額	13	967,900		
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14		※	
外国子会社から受ける剰余金の配当益の益金不算入額				

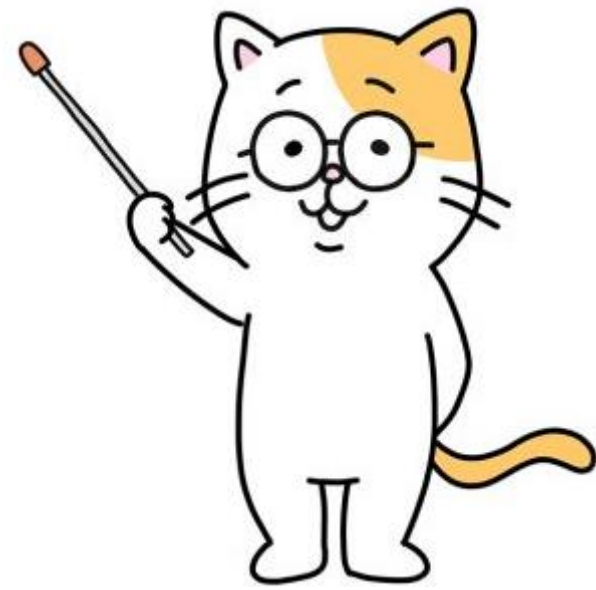
当期純利益から
スタートしているぞ！



14. 「別表4」について②

区 分	①	処		分 出
		留 保	社 外	
	①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当
				其 他
損金経理をした法人税及び地方法人税 (附帯税を除く。)	2	3,905,102	3,905,102	
損金経理をした道府県民税 及び市町村民税	3	1,287,700	1,287,700	
損金経理をした納税充当金	4	261,600	261,600	
損金経理をした附帯税(利子税を除く。) 加算金、延滞金(延納分を除く。)	5	1,633,800	1,633,800	其 他
減価償却の償却超過額	6			
役員給与の損金不算入額	7			其 他
交際費等の損金不算入額	8			其 他
算 賞与引当金	9	4,680,000	4,680,000	
売上計上もれ	10	412,800	412,800	
小 計	11	8,275,900	8,275,900	0
減価償却超過額の当期認容額	12			
納税充当金から支出した事業税等の金額	13	967,900	967,900	
減 受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14			※
外国子会社から受ける剰余金の配当益の益金不算入額				

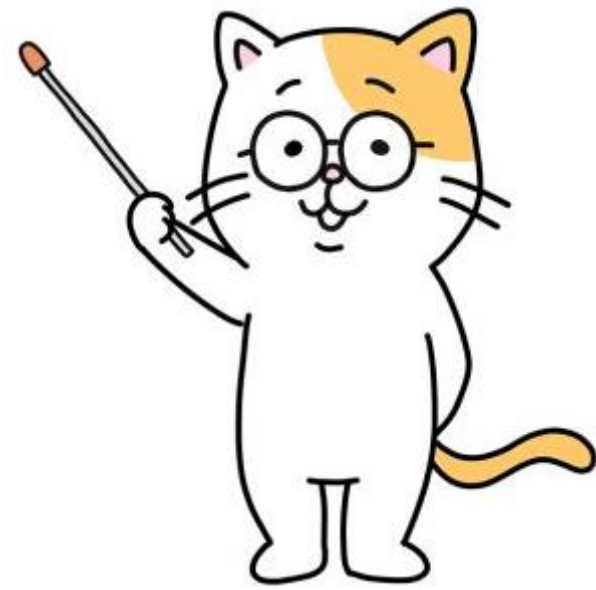
会計で計上してる法人税等を**損金計上納税充当金**と呼び、これを加算することによって**税引前利益**に戻しているぞ！



15. 「別表4」について③

区 分	①	処		③
		留 保	社 外 流 出	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当
				その他
損金経理をした法人税及び地方法人税 (附帯税を除く。)	2	3,905,102	3,905,102	
損金経理をした道府県民税 及び市町村民税	3	1,287,700	1,287,700	
損金経理をした納税充当金	4	261,600	261,600	
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5	1,633,800	1,633,800	その他
減価償却の償却超過額	6			
役員給与の損金不算入額	7			その他
交際費等の損金不算入額	8			その他
賞与引当金	9	4,680,000	4,680,000	
売上計上仕訳	10	412,800	412,800	
小 計	11	8,275,900	8,275,900	0
減価償却超過額の当期認容額	12			
納税充当金から支出した事業税等の金額	13	967,900	967,900	
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14			※
外国子会社から受ける剰余金の配当益の益金不算入額				

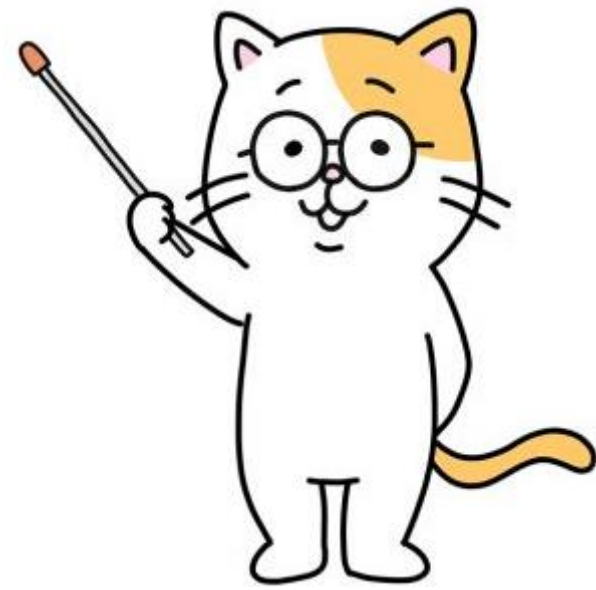
賞与引当金を加算しているぞ！



16. 「別表4」について④

組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表六(五)の二「5の②」+別表十七(三)の十二「1」)	31		
対外船舶運航事業等の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十四「20」, 「21」又は「23」)	32		
合計 (25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34	12,405,491	12,405,491
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35		
特定目的会社等の支配配当又は特定目的増資に係る受益法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十七「13」, 別表十八「11」又は別表十九「16」若しくは「33」)	36	△	△
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		
差引計 (34)から(38)までの計	39	12,405,491	12,405,491
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	40	△	
総計 (39)+(40)	41	12,405,491	12,405,491
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	42	△	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)	43	△	△
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43」の計)	44	△	△
農林業等立地整備準備金積立額、中部農林整備準備金積立額又は平成27年度以降の農林業等立地整備準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」, 別表十二(十一)「10」又は別表十二(十二)「10」)	45	△	△
剰余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	46	△	△
所得金額又は欠損金額	47	12,405,491	12,405,491

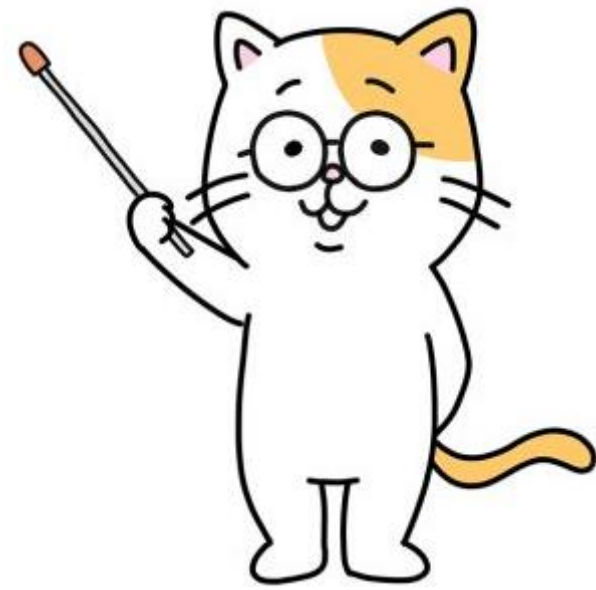
加算・減算の結果、一番下のところで所得金額が出てくるぞ！



17. 「別表1」について①

		千円	百円	十円	円	角	分
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1	1	2	4	0	5491
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2	2	2	1	9	60
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3					
	差引法人税額 (2) - (3)	4	2	2	2	1	960
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5					
	土地課税 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 + 別表三(この二)「25」 + 別表三(三)「29」)	6				0	00
	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7					
	留保金 課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8				0	00
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9					
	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10	2	2	2	1	960
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の二「7」 + 別表十七(三)の二「3」)	11					
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12					
	控除税額 (((10)-(11)-(12))と(19)のうち少ない金額)	13					
	差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14	2	2	2	1	900
	中間申告分の法人税額	15	1	2	3	3	500
	差引確定(中間申告の場合はその法人税額)税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入 (14) - (15)	16	9	8	8	4	00

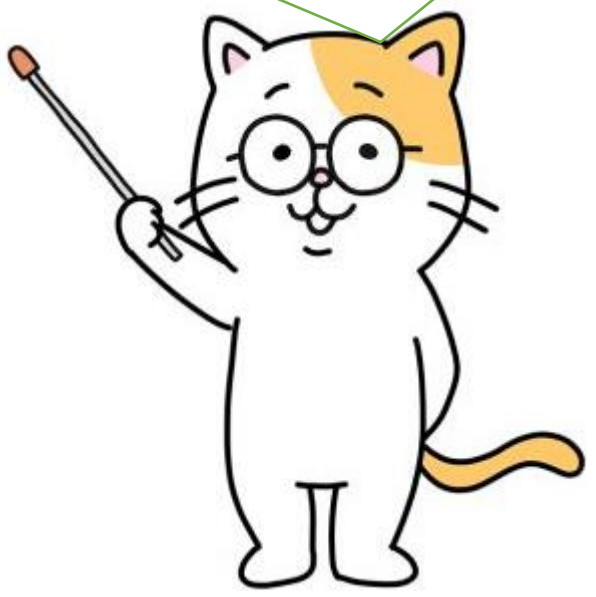
別表4から別表1へ
所得金額が飛んでくるぞ



18. 「別表1」について②

		十	百	千	万	十	百	千	万	
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1	1	2	4	0	5	4	9	1
	法人税額 (53)+(54)+(55)	2	2	2	2	1	9	6	0	
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3								
	差引法人税額 (2)-(3)	4	2	2	2	1	9	6	0	
	連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5								
	土地課税 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 (この二)「25」+別表三(三)「29」)	6						0	0	0
	同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7								
	留保金 課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8						0	0	0
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9								
	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	2	2	2	1	9	6	0	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の二「7」+別表十七(三)の二「3」)	11								
	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	12								
	控除税額 (((10)-(11)-(12))と(19)のうち少ない金額)	13								
	差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14	2	2	2	1	9	0	0	
	中間申告分の法人税額	15	1	2	3	3	5	0	0	
	差引確定(中間申告の場合はその 法人税額)税額とし、マイナスの (14)-(15)場合は、(26)へ記入	16	9	8	8	4	0	0		

所得金額に対して**法人税率**を
乗じて計算するぞ！

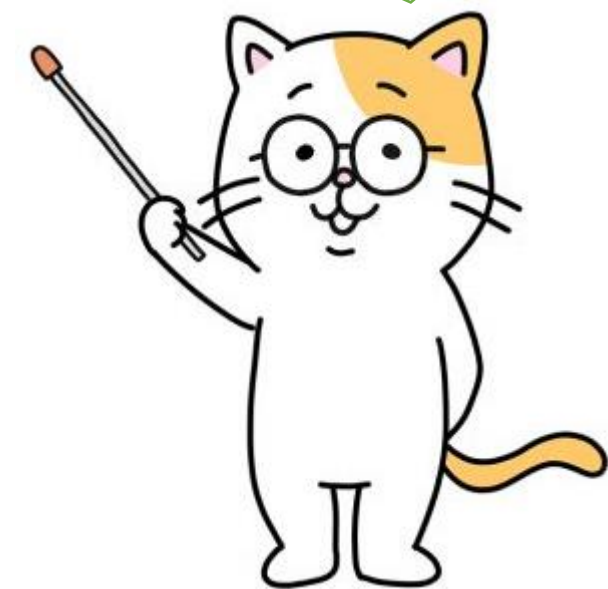


$$8,000,000 \times 15\% + (12,405,491 \text{円} - 8,000,000) \text{ 千円未満切捨} \times 23.2\% = 2,221,960 \text{円}$$

19. 「別表1」について③

		千	百	十	千	百	十	千	百	十	千
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1		1	2	4	0	5	4	9	1
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2		2	2	2	1	9	6	0	
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3									
	差引法人税額 (2) - (3)	4		2	2	2	1	9	6	0	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5									
	土地利益 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 + 別表三(二の二)「25」 + 別表三(三)「29」)	6							0	0	0
	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7									
	留保金 課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8							0	0	0
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9									
	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10		2	2	2	1	9	6	0	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五の二)「7」 + 別表十七(三の十二)「3」)	11									
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12									
	控除税額 (((10)-(11)-(12))と(19)のうち少ない金額)	13									
	差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14		2	2	2	1	9	0	0	
	中間申告分の法人税額	15		1	2	3	3	5	0	0	
	差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入)	16		9	8	8	4	0	0		

中間納付1,233,500円を差し引いた988,400円が、当期に納付する税金(差引確定法人税額)になるぞ!



20.繰越欠損金について

繰越欠損金

欠損金とは税務上の所得の赤字のことをいう。
繰越欠損金とは、前期以前から繰り越している税務上の赤字をさし、黒字所得と相殺できる性質を持つもの

欠損金を繰り越せる期間

事業年度	欠損金の繰越期間
平成13年4月1日以前	5年
平成13年～19年度（平成13年4月1日～平成20年3月31日以前）	7年
平成20年～29年度（平成20年4月1日～平成30年3月31日以前）	9年
平成30年度以降（平成30年4月1日以後）	10年



21.繰越欠損金の消化事例

平成28年度	▲ 200
平成29年度	▲ 100
平成30年度	▲ 200
平成31年度	▲ 100
令和 2年度	800

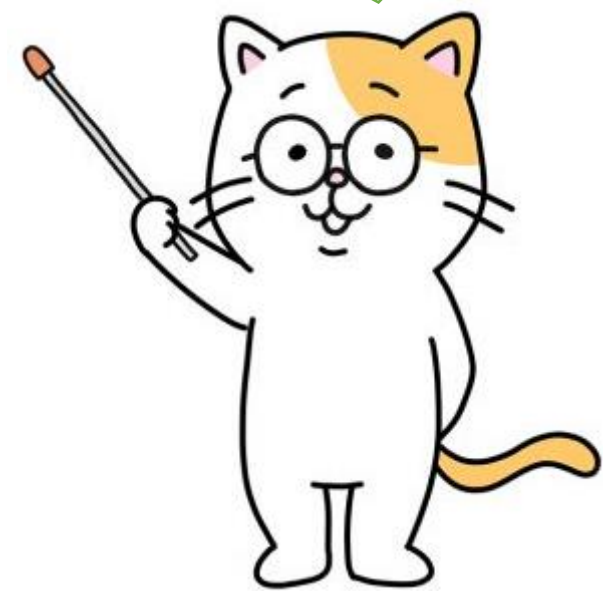
左記のケースだと、
 令和2年度は800の黒字でも、
 以前の繰越欠損金が600あるので、
 「 $800 - 600 = 200$ 」が課税
 所得になります。



22. 「別表7」について（繰越欠損金）①

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額のうち少ない金額)	翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(三)「15」)
		3	4	5
平 22・ 9・21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	5,879,637	5,879,637	
平 23・ 9・20				
平 24・ 9・21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	5,584,108	1,637,668	3,946,440
平 25・ 9・20				
平 25・ 9・21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	23,999,902		23,999,902
平 26・ 9・20				
平 28・ 9・21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	106,934,241		106,934,241
平 29・ 9・20				
平 30・ 4・ 1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	7,248,351		7,248,351
平 31・ 3・31				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計		149,646,239	7,517,305	142,128,934

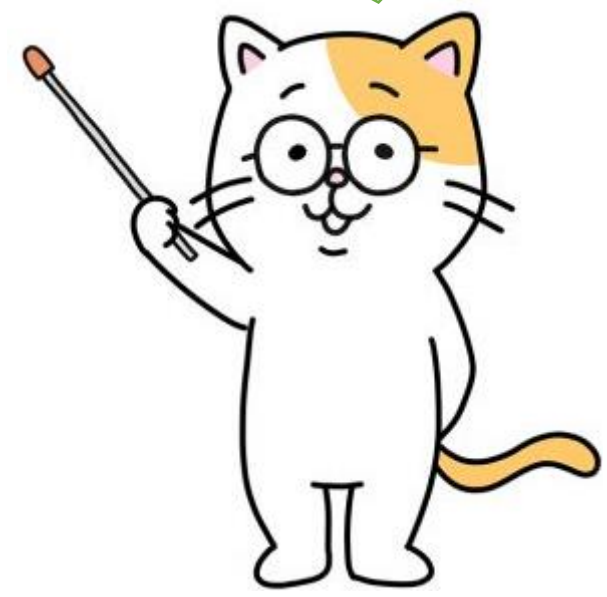
去年まで残っていた繰越欠損金になるぞ！



23. 「別表7」について（繰越欠損金）②

事業年度	区 分	控除未済欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の(2)-(2)-当該事業年度前の(4)の合計)のうち少ない金額	翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(三)「15」)
		3	4	5
平 22・ 9・ 21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	5,879,637 円	5,879,637 円	
平 23・ 9・ 20				
平 24・ 9・ 21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	5,584,108	1,637,668	3,946,440 円
平 25・ 9・ 20				
平 25・ 9・ 21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	23,999,902		23,999,902
平 26・ 9・ 20				
平 28・ 9・ 21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	106,934,241		106,934,241
平 29・ 9・ 20				
平 30・ 4・ 1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	7,248,351		7,248,351
平 31・ 3・ 31				
・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計		149,646,239	7,517,305	142,128,934

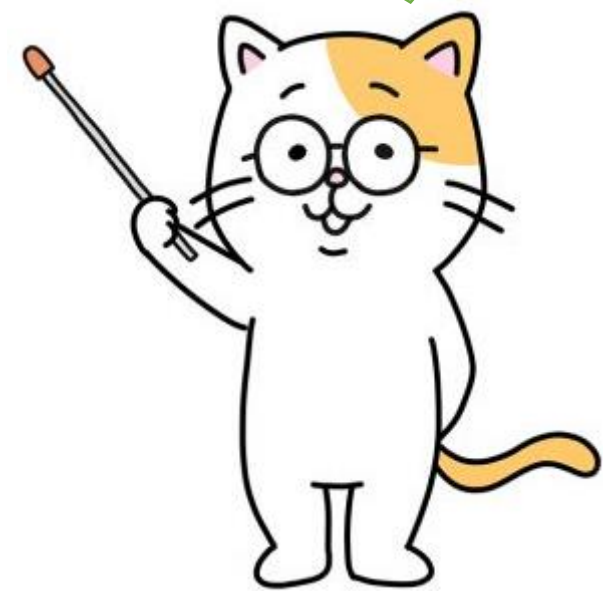
当期に控除された繰越欠損金になるぞ！



24. 「別表7」について（繰越欠損金）③

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額のうち少ない金額)	翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(三)「15」)
		3	4	5
平 22・ 9・21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	5,879,637 円	5,879,637 円	
平 23・ 9・20				
平 24・ 9・21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	5,584,108	1,637,668	3,946,440 円
平 25・ 9・20				
平 25・ 9・21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	23,999,902		23,999,902
平 26・ 9・20				
平 28・ 9・21	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	106,934,241		106,934,241
平 29・ 9・20				
平 30・ 4・ 1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	7,248,351		7,248,351
平 31・ 3・31				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計		149,646,239	7,517,305	142,128,934

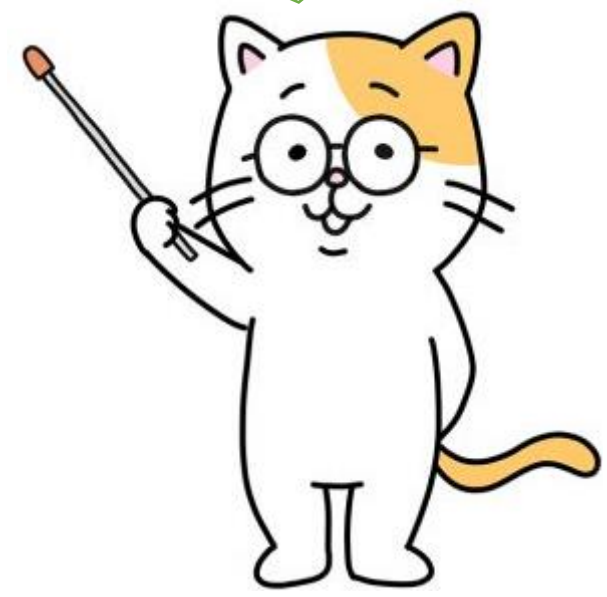
当期に残っている繰越欠損金になるぞ！



25. 「別表4」について（繰越欠損金）①

合計 (25)+(27)+(29)+(30)+(31)	34	7,517,305	7,518,570
契約者配当の益金算入額 (別表九(-)「13」)	35		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		
差引計 (34)+(35)+(37)+(38)	39	7,517,305	7,518,570
大損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(-)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは「10」又は別表七(三)「10」)	40	△ 7,517,305	
総計 (39)+(40)	41	0	7,518,570
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	42	△	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	46	△	△
所得金額又は欠損金額	47	0	7,518,570

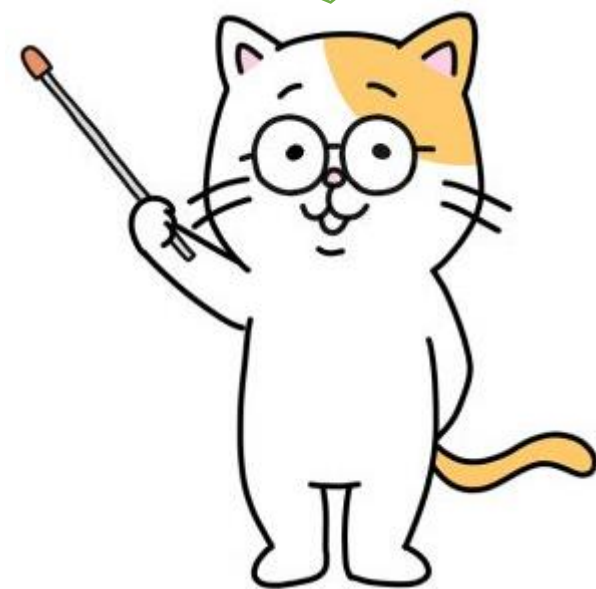
「別表4」の
欠損金の当期控除額
で控除額を確認できるぞ！



26. 「別表4」について（繰越欠損金）②

合計 (25)+(27)+(29)+(30)+(31)	34	7,517,305	7,518,570
契約者配当の益金算入額 (別表九(-)「13」)	35		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		
差引計 (34)+(35)+(37)+(38)	39	7,517,305	7,518,570
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(-)「4」の計+(別表七(ロ)「9」若しくは「10」又は別表七(三)「10」)	40	△ 7,517,305	
総計 (39)+(40)	41	0	7,518,570
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	42	△	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	46	△	△
所得金額又は欠損金額	47	0	7,518,570

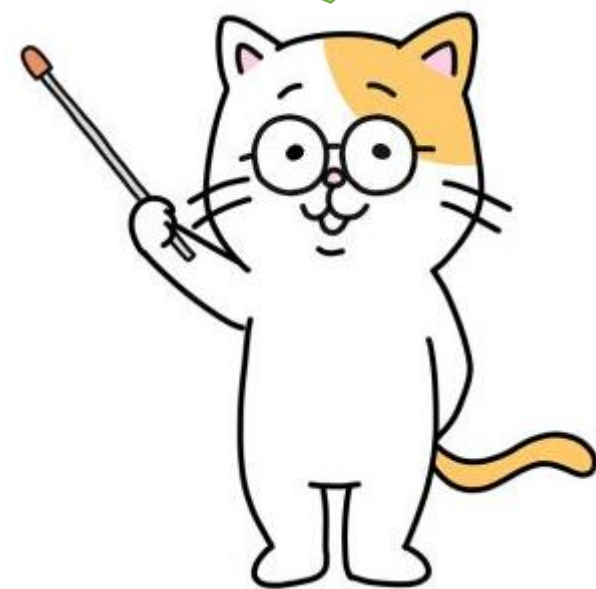
「別表4」の**所得金額**が0になっていることを確認できるぞ！



27. 「別表1」について（繰越欠損金）①

		十億	百万	千	円		
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1				0	
	法人税額 (53)+(54)+(55)	2				0	
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3					
	差引法人税額 (2)-(3)	4				0	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5					
	土利地益譲渡金 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6			0	0	0
	同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7					
	留保金 課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8			0	0	0
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9					
	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10				0	0
	分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の「7」+別表十七(三)の「13」)	11					
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12					
	控除税額 (10)-(11)-(12)及(19)のうち少ない金額	13					
	差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14				0	0
	中間申告分の法人税額	15				0	0
	差引確定(中間申告の場合はその法人税額(税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入) (14)-(15)	16				0	0

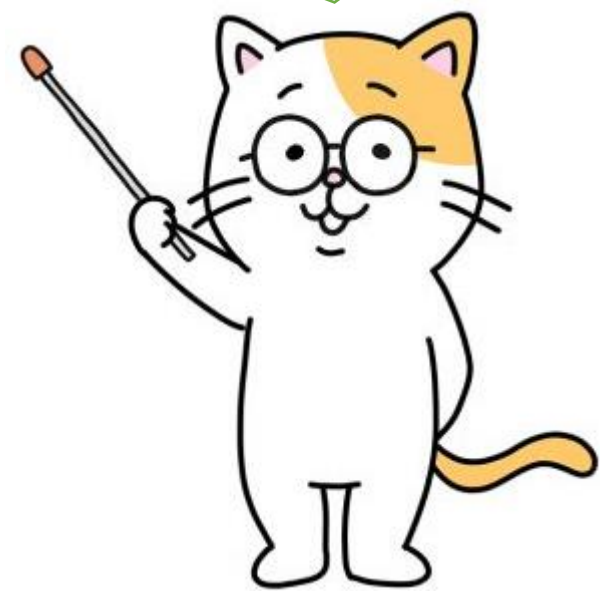
別表4から別表1へ所得金額が飛んでくるぞ



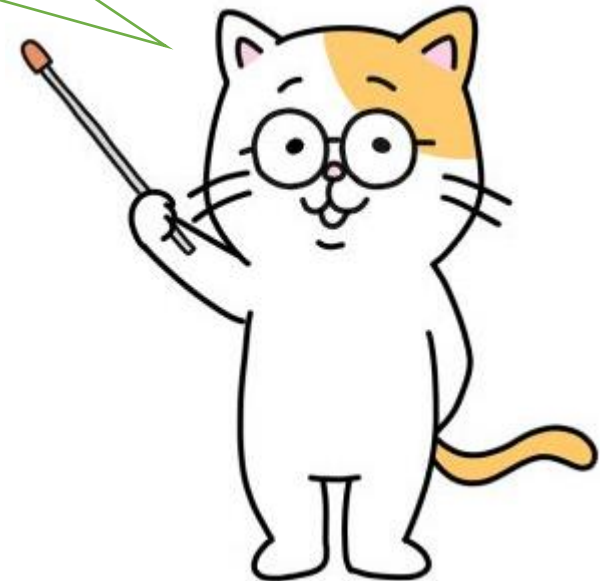
28. 「別表1」について（繰越欠損金）②

		十億	百万	千	円
控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	17			1 5 9 2 8
	外国税額 (別表六(二)「20」)	18			
	計 (17)+(18)	19			1 5 9 2 8
	控除した金額 (13)	20			
	控除しきれなかった金額 (19)-(20)	21			1 5 9 2 8
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22			0
	同上 (別表三(二)の二「28」)	23			0
	同上 (別表三(三)「23」)	24			0 0
この申告による還付金額	所得税額等の還付金額 (21)	25			1 5 9 2 8
	中間納付額 (15)-(14)	26			
	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	外		
	計 (25)+(26)+(27)	28	外		1 5 9 2 8
この申告である場合	この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)	29			
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する繰越欠損金税額 (65)	30	外		0 0
欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	31			7 5 1 7 3 0 5	
翌期繰越欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5の合計」)	32		1 4 2 1 2 8 9 3 4		

別表1の右下に
欠損金の当期控除額と、
当期の繰越欠損金の残高
が確認できるぞ！



担当している各社の申告書で
「別表1」と「別表4」、
「別表7」の繋がりをご確認ください。
い。



30.税効果会計（参考）

税効果会計とは、損益計算書の税引前当期純利益と税金費用を合理的に対応させる目的で、「会計」と「税務」の違い（ズレ）を調整する手続を言います。

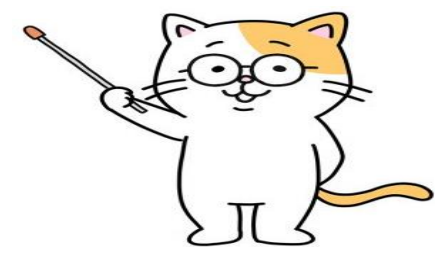
(税効果会計適用前)

売上高	1,000
売上原価	800
売上総利益	200
販管費	100
営業利益	100
経常利益	100
税引前当期純利益	100
法人税等	50
当期純利益	50

(税効果会計適用後)

売上高	1,000
売上原価	800
売上総利益	200
販管費	100
営業利益	100
経常利益	100
税引前当期純利益	100
法人税等	50
法人税等調整額	▲ 10
当期純利益	60

繰延税金資産 / 法人税等調整額
という仕訳を切るぞ



法人税等調整額を含めると一致。
 $100 \times 40\% = 40$ (あるべき税金)
 $50 + \blacktriangle 10 = 40$ (税金費用)

法定実効税率40% (仮)



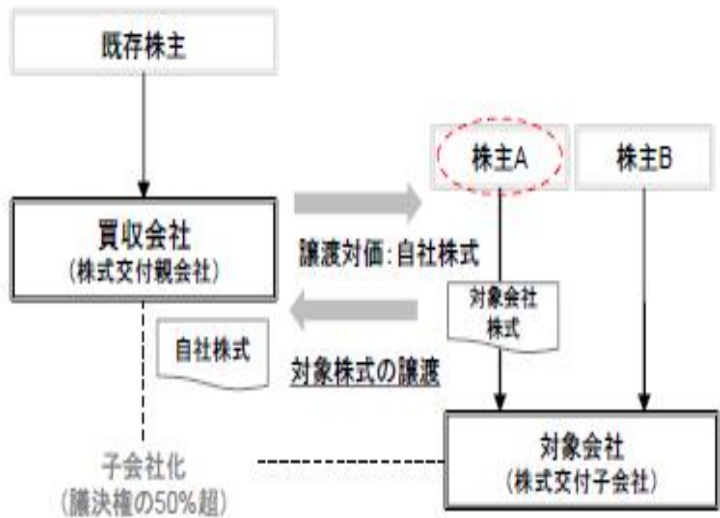
第三章 令和3年度税制改正

1. 自社株対価M&A①

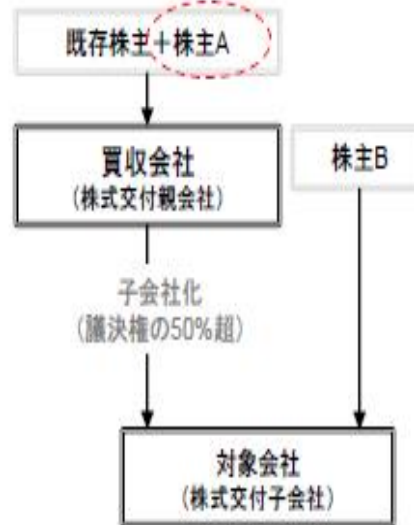
株式対価交付制度

株式交付(2021年(令和3年)3月1日施行)とは、株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう(改正会社法第2条第32号の2)。

【1】現状⇒株式交付時



【2】株式交付後



M&Aの対価を「株式」とする制度じゃぞ！



2. 自社株対価M&A②

株式対価交付制度にかかる課税

対象会社株主である個人及び法人が会社法の株式交付制度により、対象会社株式を譲渡し、買収会社(株式交付親会社)の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が講じられる。

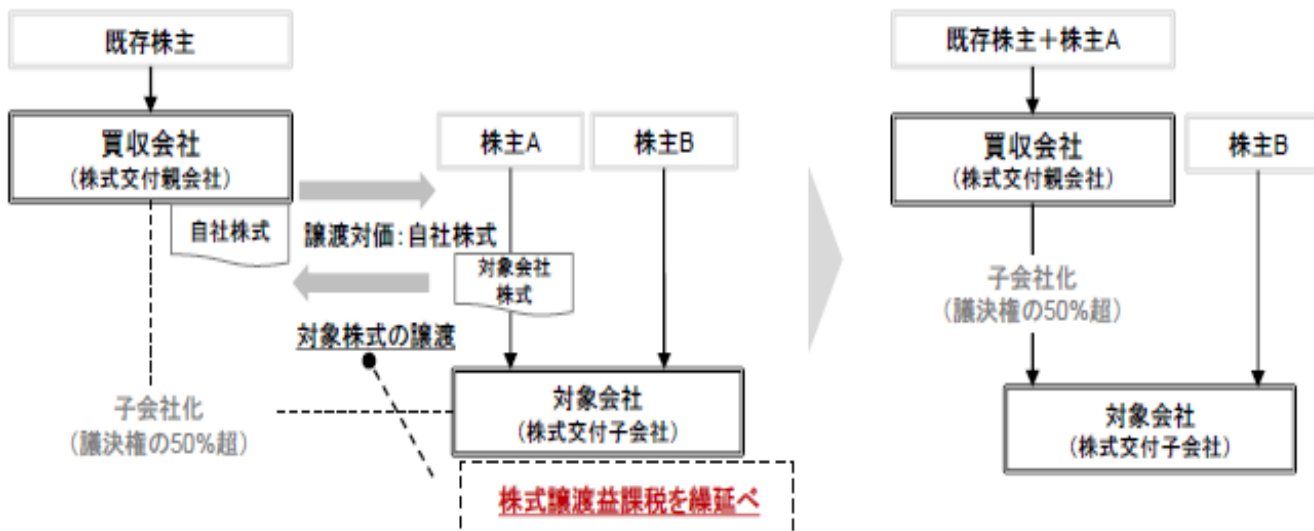
その際、買収会社の株式に併せて金銭等を交付するいわゆる混合対価を一定程度(※)認め、金銭等が対価に含まれる場合には買収会社の株式に対応する部分のみ譲渡損益の課税を繰り延べる。

(※)対価総額の80%以上は株式交付親会社株式である必要がある。

(※)非居住者及び外国法人の本措置の適用については、その非居住者及び外国法人の恒久的施設(PE)において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式交付を受けた部分に限る。

上記のほか、買収会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書が加えられるとともに(株式交換及び株式移転についても同様とされる)、その明細書に株式交付により交付した資産の数または価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとする。

【株式交付制度の概要】



ジーライオンでは、
株式を交付する
M & Aは考えにくい
ので、上場企業を対
象としたものと考え
てよいかもじゃ！



3. 中小企業M&A税制（準備金の積立）①

1 内容

M&Aにおける買い手の中小企業が経営力向上計画の認定を受けた場合、取得した株式等の取得価額（10億円以下の購入に限る）の70%までを損金算入可能に（準備金方式：5年経過後以降に益金算入）

2 適用時期

中小企業等経営強化法の改正施行日（未定）から2024年（令和6年）3月31日までに計画の認定を受けた株式等取得について適用

3 実務のポイント

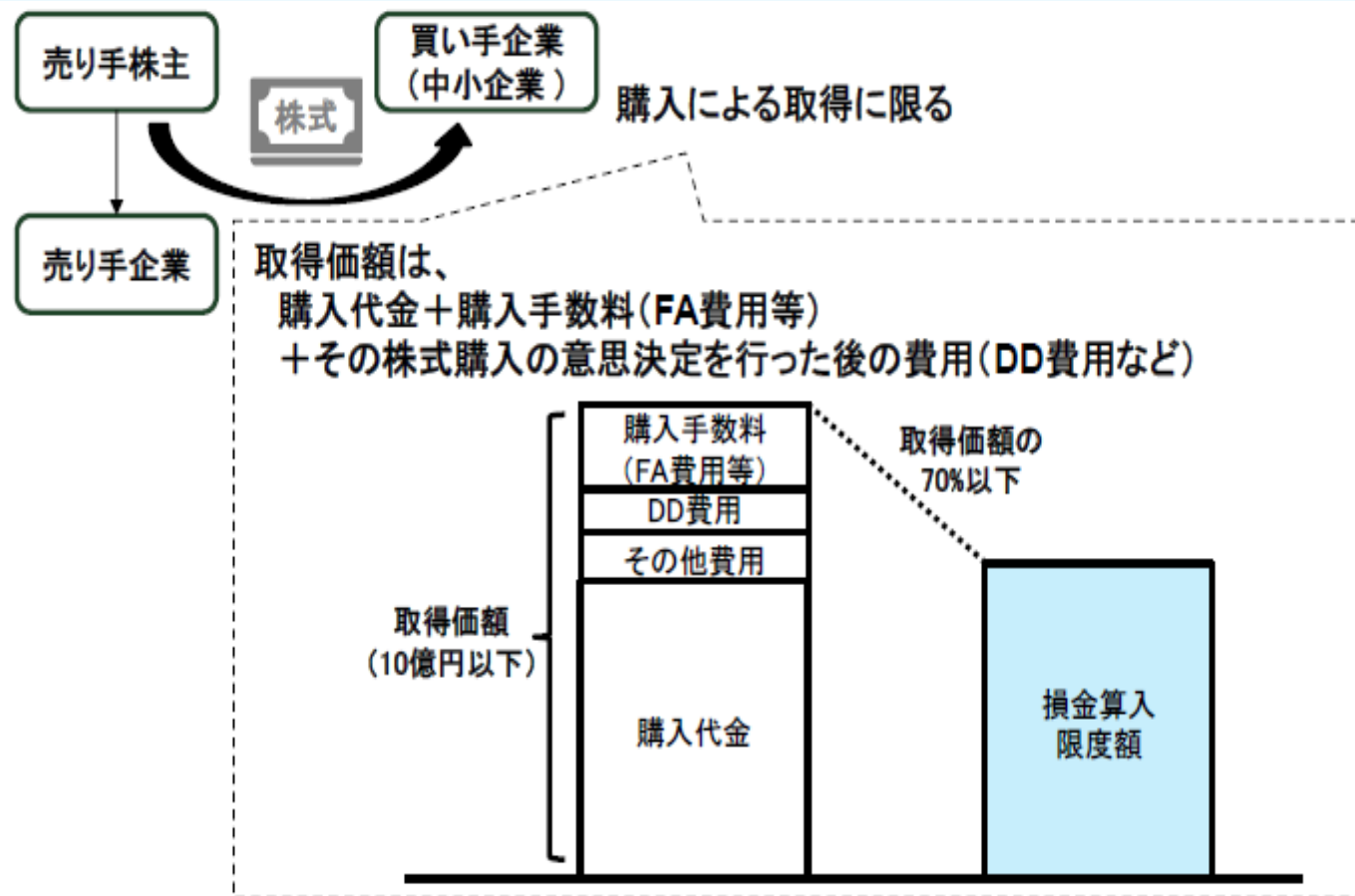
- ・M&Aの実施過程における計画認定のスケジュール管理
- ・損金算入と益金算入に関する長期のタックスプランニング
- ・計画の認定により他にも優遇措置が受けられるため、構想段階で各措置の要件チェック

取得時点で対価の70%を損金算入できる制度じゃぞ！



4. 中小企業M&A税制 (準備金の積立) ②

M&Aにおける買い手の中小企業が経営力向上計画の認定を受けた場合、取得した株式等の取得価額(10億円以下の購入に限る)の70%までを損金算入可能に(準備金方式:5年経過後以降に益金算入)

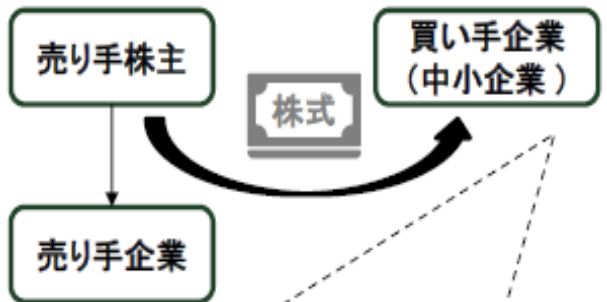


仲介手数料などの付随費用も損金算入できるのじゃぞ!



5. 中小企業M&A税制 (準備金の積立) ③

M&Aにおける買い手の中小企業が経営力向上計画の認定を受けた場合、取得した株式等の取得価額(10億円以下の購入に限る)の70%までを損金算入可能に(準備金方式:5年経過後以降に益金算入)



【株式の購入⇒積立て】利益処分方式の例

購入 B/S 子会社株式 / B/S 現預金
70%までの金額を積立て

積立 B/S 繰越利益剰余金(積立額) / B/S 準備金
損金算入され、法人税等相当額が資金として留保

【翌期から5年経過後以降(6-10年目のイメージ)】

取崩 B/S 準備金 / B/S 繰越利益剰余金(取崩額)
5年間で均等に益金算入



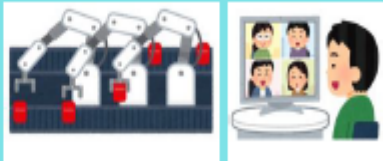
※ほかに、株式を譲渡した場合等にも取崩し(益金算入)

取得時点は一時に損金算入されるが、5年間かけて益金算入されるのじゃ!



6. 中小企業経営強化税制

1 趣旨・背景→適用期限が2021/3月末までの設備投資が対象。
 中小企業経営強化税制の対象資産・税制優遇の効果は以下の通り。
 ・対象資産：機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
 ・税制優遇：特別償却100% 又は 税額控除10% <資本金3,000万円以下の中小企業者等>
 特別償却100% 又は 税額控除7% <資本金3,000万円超の中小企業者等>

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	デジタル化設備(C類型)
対象設備	業者(を通じて工業会等)から証明書が発行された設備 および設備に対応する設置費用等のみが対象 	投資計画に係る設備 および設置費用等すべてが対象 	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 および設置費用等のみが対象 
優遇効果	機械装置(160万円以上)、工具(30万円以上)、器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上)、ソフトウェア(70万円以上) ①資本金3,000万円以下の法人 <u>特別償却100%又は税額控除10%のいずれかを選択可能</u> ②資本金3,000万円超、1億円以下の法人 <u>特別償却100%又は税額控除7%のいずれかを選択可能</u>		



2 内容

- ①適用期限が2年延長され、計画認定手続の柔軟化が行われる。
- ②経営資源の集約化に基づきM&Aの効果をも高める設備として「経営資源集約化設備(D類型)」が追加される。

類型	経営資源集約化設備(D類型)
対象設備	<p>経営資源集約化措置(仮称)が記載された経営力向上計画(※)を実施するために不可欠な設備及び設置費用等のみが対象 ※計画終了年度に修正ROA(純資産利益率)又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画</p> <p>具体的な例: 自社の技術とM&Aにより取得した技術を組み合わせた新商品を製造するための設備投資 原材料の仕入れ、製品販売に係る共通システムの導入</p> <div data-bbox="360 874 591 1152"></div> <div data-bbox="636 874 967 1152"></div> <div data-bbox="1012 874 1249 1152"></div>
優遇効果	資産ごとの金額要件は従来の類型と同じ。 特別償却率及び税額控除率は従来の類型と同じ。



8. 中小企業防災・減災投資促進税制

1 趣旨・背景

自然災害や感染症が事業活動に与える影響を踏まえ、対応力を強化するための取組みを進める。

2 内容

- ・適用期限を2年延長する。
- ・対象資産の追加及び除外をする。

3 適用時期

2023(令和5)年3月31日までの間に認定を受けた事業継続力強化計画等の対象資産で、認定を受けた日から1年以内に取得等をして事業の用に供した資産について適用される。

4 影響

- ・2023年(令和5年)4月1日以後に取得等する資産については、特別償却率が従来の20%から18%に引下げられるため注意が必要である。

2年間の延長になったのじゃ！



9. デジタルトランスフォーメーション (DX) 投資促進税制

2 内容
 産業競争力強化法の改正により創設される「事業適応計画(仮称)」に従って導入されたソフトウェア等に係る投資について、特別償却(取得価額×30%)又は税額控除(取得価額×3%又は5%)(「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」による税額控除と合計で当期の法人税額の20%を限度)の選択適用ができる。

特別償却と税額控除の選択適用
 じゃぞ!

適用対象法人及び要件		①青色申告法人であること ②産業競争力強化法の改正法の「事業適応計画(仮称)」について認定を受けること ③事業適応(仮称)の用に供するために必要な事業適応設備を取得等をし、国内にある事業に供すること
対象資産		事業適応設備となる下記の資産 ・ソフトウェア ・繰延資産(クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう。) ・機械装置、器具備品(上記ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る。)
税制措置 (選択適用)	特別償却	取得価額× 30%
	税額控除	取得価額× 3% (グループ外の事業者とデータ連携をする場合は、 5%)
投資限度額		対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち、 300億円 を限度 ただし、 売上比0.1%以上 の投資に限る。



10. 人材確保等投資促進税制①

1 趣旨・背景

コロナ禍における労働者を取り巻く環境が大きく変化する中で、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用の給与等支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制へと見直しを行う。

2 適用時期

人材確保等促進税制への改組は、2021年(令和3年)4月1日から2023年(令和5年)3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。

3 内容

- ①賃上げに関する要件について、判定に用いる給与等が「継続雇用者」への給与等から「新規雇用者」への給与等へ変更されるとともに、判定に用いる給与等の増加割合が「対前年3%以上」から「対前年2%以上」へと変更される。
- ②税額控除の対象となる金額が「国内雇用者に対する給与等の支給増加額」から「国内新規雇用者に対する給与等の支給額」とされる。
- ③国内設備投資に関する要件が撤廃される。
- ④適用要件の判定時において、新規雇用者給与等支給額から雇用調整助成金等を控除しないこととする。

新規雇用者に着目した制度になっているのじゃぞ！



11. 人材確保等投資促進税制②

項目		改正前	改正後
適用要件	判定	①、②、③の全ての要件を満たすこと	①及び②のいずれの要件も満たすこと
	賃上げに関する要件	① 適用年度の雇用者給与等支給額(※1) > 前年度の雇用者給与等支給額	(同左)
		② 適用年度の 継続 雇用者給与等支給額 ≥ 前年度の 継続 雇用者給与等支給額 × 103%	適用年度の 新規 雇用者給与等支給額(※3)(※4) ≥ 前年度の 新規 雇用者給与等支給額(※4) × 102%
設備投資に関する要件	③ 適用年度の国内設備投資額 ≥ 適用年度の減価償却費総額 × 95%	削除	
税額控除		<ul style="list-style-type: none"> ・(雇用者給与等支給額 - 前年度の雇用者給与等支給額) (a) × 15% (注1) (注1) 上乗せ措置 適用年度の教育訓練費の額 ≥ 比較教育訓練費の額 (※2) × 120% の場合...20% ・控除税額は適用年度の法人税額の20%を上限 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除対象新規雇用者給与等支給額(※5) × 15% (注1) ただし、控除対象新規雇用者給与等支給額は改正前の(a)の金額を上限とする (注1) 上乗せ措置 適用年度の教育訓練費の額 ≥ 前年度の教育訓練費の額 × 120% の場合...20% ・控除税額は適用年度の法人税額の20%を上限

こちらも
税額控除の対象
じゃぞ！



12. 所得拡大促進税制①

1 趣旨・背景

雇用の維持・確保への懸念がある中で中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく雇用を増加させる企業を下支えする観点から、中小企業における所得拡大税制の延長・見直しがされる。

2 適用時期

中小企業における所得拡大促進税制は、2021年(令和3年)4月1日から2023年(令和5年)3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。

3 内容

- ① 賃上げに関する要件(対前年1.5%増)について、給与等の支給額の増加割合の判定が継続雇用者に対する給与等の支給額から、国内の雇用者に対する給与等の支給額へと変更される。
- ② 税額控除の上乗せ措置の適用可否の判定に用いる給与等の支給額(対前年2.5%増)についても、継続雇用者に対する給与等の支給額から、国内の雇用者に対する給与等の支給額へと変更される。
- ③ 適用要件の判定時において、雇用者給与等支給額からは雇用調整助成金等を控除しないこととする。

従前からあった制度じゃが、より要件が緩和されてるのじゃ！



13. 所得拡大促進税制②

項目		改正前	改正後
適用要件	判定	①及び②のいずれの要件も満たすこと	下記の要件を満たすこと
	賞上げに関する要件	<p>① 適用年度の雇員給与等支給額 > 前年度の雇員給与等支給額</p> <p>② 適用年度の継続雇員給与等支給額 ≥ 前年度の継続雇員給与等支給額 × 101.5%</p>	<p>適用年度の雇員給与等支給額 ≥ 前年度の雇員給与等支給額 × 101.5% (※1)</p>
税額控除		<p>・(雇員給与等支給額 - 前年度の雇員給与等支給額) × 15% (注1)</p> <p>(注1) 上乗せ措置 下記の①及び②の要件を満たす場合・・・25%</p> <p>① 適用年度の継続雇員給与等支給額 ≥ 前年度の継続雇員給与等支給額 × 102.5%</p> <p>② 下記のいずれかを満たす場合 イ: 適用年度の教育訓練費の額 ≥ 前年度の教育訓練費の額 × 110%</p> <p>ロ: 適用年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って、経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと</p> <p>・控除税額は適用年度の法人税額の20%を上限</p>	<p>・(雇員給与等支給額 - 前年度の雇員給与等支給額) (※2) × 15% (注1)</p> <p>(注1) 上乗せ措置 下記の①及び②の要件を満たす場合・・・25%</p> <p>① 適用年度の雇員給与等支給額 ≥ 前年度の雇員給与等支給額 × 102.5% (※1)</p> <p>② 下記のいずれかを満たす場合</p> <p>(同左)</p> <p>・控除税額は適用年度の法人税額の20%を上限</p>

こちらも
税額控除の対象
じゃぞ！



14. 押印義務の見直し

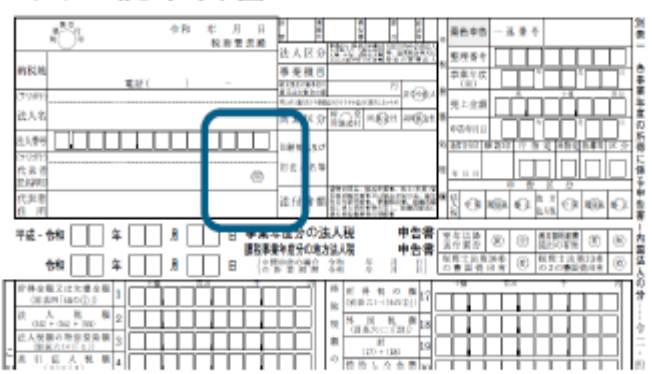
1 内容

これまで、**認印による押印**での提出が認められていた**税務関係書類**について、**押印が不要**とされる。

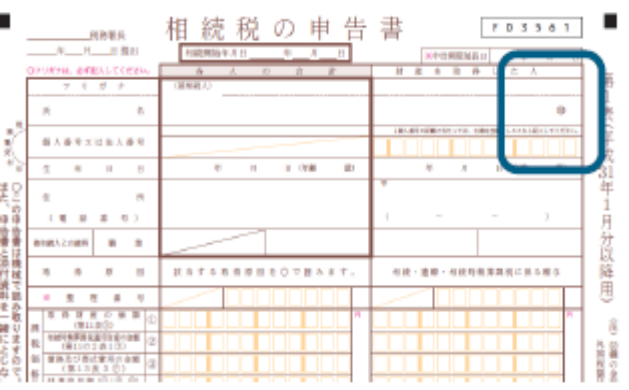
個人の所得税の確定申告書



法人税申告書



相続税申告書



給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



その他
「消費税及び地方消費税の(確定・中間)申告書」
「給与所得者の保険料控除申告書」 etc...

認印による押印は原則不要になるのじゃ！



2 適用時期

2021年(令和3年)4月1日以後に提出する税務関係書類から適用される。

※ただし、2021年(令和3年)3月31日以前においても、今回の改正で押印手続きが不要とされる税務関係書類については、押印をせず提出した場合であっても、国税当局より改めて押印は求められない。

15. 事業再構築補助金①

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。
①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	: 100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6～20人	: 100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上	: 100万円～1,500万円		

令和2年度3次補正予算 [3月に公募開始予定]

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

3月に公募要領が
発表されるのじゃ！
対象会社は
要チェックの
補助金じゃぞ！



16. 事業再構築補助金②

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業 喫茶店経営 ⇒ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。	飲食業 居酒屋経営 ⇒ オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。	飲食業 レストラン経営 ⇒ 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。
飲食業 弁当販売 ⇒ 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。	小売業 衣服販売業 ⇒ 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。	小売業 カソリン販売 ⇒ 新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。
サービス業 ヨガ教室 ⇒ 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。	サービス業 高齢者向けサービス ⇒ 一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。	製造業 半導体製造装置部品製造 ⇒ 半導体製造装置の技術を活用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。
運輸業 タクシー事業 ⇒ 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。	製造業 航空機部品製造 ⇒ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。	製造業 伝統工芸品製造 ⇒ 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。
食品製造業 和菓子製造・販売 ⇒ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品製造・販売を開始。	建設業 土木造成・造園 ⇒ 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。	情報処理業 画像処理サービス ⇒ 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例
 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
 【注】 補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。
 ※JGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GビスIDプライムの発行に2〜3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。⇒ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>
 ※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
 03-3501-1816

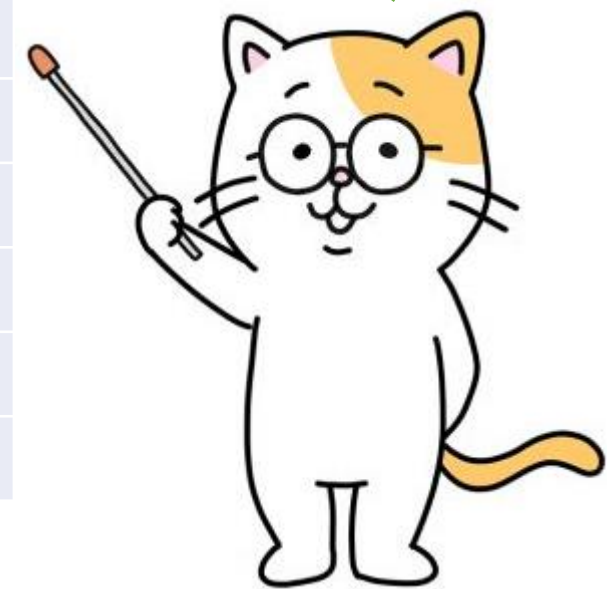


第四章 今期のグループ連結決算について

1.グループ連結決算スケジュール（仮）

NO	項目	日付
1	個社決算の確定（グループ費用分担金按分前）	4月30日まで
2	着地見込を各社稟議決裁（グループ費用分担金按分前）	4月30日まで
3	グループ費用分担金の集計・通知	5月6日まで
4	個社決算の確定（グループ費用分担金按分後）	5月30日まで
5	最終決算を各社稟議決裁（グループ費用分担金按分後）	5月30日まで
6	税務申告・納付	5月31日まで
7	連結パッケージ配布	5月21日配布
8	連結パッケージ回収	6月7日回収
9	監査法人の監査（AUP）	6月30日まで
10	連結決算の確定	6月30日確定
11	金融機関説明資料の完成	7月10日まで
12	金融機関回り（決算説明）	7月20日目途

ジーライオングループに対する、金融機関としての格付けが決定するまでの道のりになるぞ！



※5月末の申告が延長により6月となる場合でも、5月末での確定数値を連結パッケージに入力し、その後は数字を変動させないでください。金融機関が各社の数字と決算書を照合するため。

END

ご清聴ありがとうございました

